

第2回 男女共同参画会議 暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和8年7月31日(金) 15:30～17:05
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者

会 長	小西 聖子	武蔵野大学学長・人間科学部教授
委 員	岩佐 嘉彦	弁護士
同	大岡 由佳	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授、性暴力被害者支援センター・ひょうご理事
同	小川 真理子	東京大学多様性包摂共創センター特任准教授
同	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同	辻 泉	中央大学文学部教授
同	中村 正	立命館大学特任教授
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) DV防止及び被害者保護等の現状と課題について
 - (2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの支援状況等について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 DV防止及び被害者保護等の現状と課題について
- 資料2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの支援状況等について
- 資料3 質問事項一覧
- 参考資料1－1 令和7年度「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書(概要)
- 参考資料1－2 令和7年度「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書(本体)
- 参考資料2－1 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」(女性版骨太の方針2026)(令

和 8 年 6 月 25 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）（概要）

参考資料 2－2 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」（女性版骨太の方針2026）（令和 8 年 6 月 25 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）（本体）

（議事録）

○小西会長

皆様、こんにちは。お暑いところ、どうもありがとうございます。

ただいまから第 2 回「暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日、議事は 2 つございます。一つが「DV 防止及び被害者保護等の現状と課題」です。もう一つが「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの支援状況等について」です。

前回 4 月の専門調査会においても、配偶者暴力防止法の施行状況については御関心が高かったと思いますが、議題 1 では、まず昨年度に実施した「DV 防止及び被害者保護等の現状と課題」についての調査研究について事務局より御報告いただきます。

議題 2 では、昨年度に実施した性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援状況等調査の報告や、先月決定されました女性版の骨太の方針等、新たな動きがございますので、事務局より御報告いただきたいと思います。

DV の被害者支援、それから、性暴力被害者の支援は本調査会の 2 本柱でありますので、それぞれ活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、議題 1 に入ります。

まず、内閣府から資料 1 について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

内閣府でございます。

資料 1 の「DV 防止及び被害者保護等の現状と課題」について御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして 1 ページです。

配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、平成 13 年の成立以来、累次の改正を重ねてまいりました。

2 ページでございます。

直近で大きな改正が行われたのが令和 5 年でありまして、接近禁止命令等の対象の拡大等、保護命令制度が拡充されるとともに、被害の発生から生活再建に至るまで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みとして協議会が法定化されたところでご

ございます。施行は令和6年4月でございます。

また、下のほうにありますけれども、改正配偶者暴力防止法附則の第8条におきまして、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

3ページをお願いします。

今後の検討の材料の一つとしまして、令和7年度に実施いたしましたのがDV防止及び被害者保護等の現状と課題に関する調査研究であります。配偶者暴力防止法の運用状況を含む取組の現状やDV被害者支援を取り巻く状況、今後の課題等について整理をした論点整理集の取りまとめを行ったところでございます。

論点整理集の作成に当たりましては、36の配偶者暴力相談支援センターに御協力をいただき、アンケートやヒアリングによる事例調査を実施するとともに、その内容について有識者会議で御議論いただきました。座長は本専門調査会の委員でもある中村委員に務めていただいたほか、北仲委員にも御参画いただいたところです。

次の4ページから5ページにかけてですが、こちらは本論点整理集の論点の一覧となります。テーマを大きく3つに分けておりまして、令和5年の改正事項の運用状況について確認を行いました「1 令和5年改正法施行後の保護命令制度の運用状況について」、「2

法定協議会の在り方について」。また、改正法に伴う直接的な内容ではございませんが、調査の中で見えてきた現状などにつきましては「3 被害者支援の在り方について」として構成をしております。

続きまして、6ページでございます。

これ以降、テーマごとに配偶者暴力相談支援センターへのアンケート、ヒアリングで得られた調査結果、それについての有識者からのコメント、それらを踏まえた論点という構成になっております。

まず1つ目のテーマ、保護命令制度の運用状況のうち、「(1) 接近禁止命令等の要件拡大の影響」についてでございます。改正法により、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象となるなどの保護命令制度の要件拡大を行ったところでございますが、調査結果、1つ目の丸ですけれども、今回調査した配偶者暴力相談支援センターにおいては、令和6年4月以降に拡大された要件のみに基づいて接近禁止命令等の申立てをした事例は確認されませんでした。一方、その下の丸でございますが、改正法施行後に初めて生命・身体に対する脅迫による申立て支援を行った事例というのがございました。

これを受けまして、有識者からは、上から3つ目の丸でございますが、「今回の改正では精神的暴力までを保護命令のターゲットに含めたことが焦点だが、利用が低調だ。」「精神的暴力のみでは保護命令制度の利用が難しいといった課題があるのではないか。」といった御意見がございました。

論点としましては、「脅迫の被害による申立てが円滑に行われるため、どのような施策が

必要か。」「基本方針に明記されていることのほか「心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得ることはないか。」としております。

続きまして、7ページです。

脅迫、精神的暴力の証拠収集の在り方についてです。調査結果の一番上の丸であります。本人にとって申立書の作成に係る精神的な負担は大きく、証拠を添付することが困難な場合、裁判所から申立ての取り下げ又は却下がなされるといった事例ですとか、2番目の丸であります。法改正後に裁判所において精神的暴力のみならず、身体的暴力についても証拠資料をこれまでより多く求められる事例が増えている。その下ですが、精神的暴力による申立ての際に、診断書において精神的暴力と精神症状の因果関係が必要ではないかと危惧する配偶者暴力相談支援センターもあったということでした。

有識者からは、一番上の丸ですけれども、裁判所への申立てを行う際には、脅迫の言葉が分かる録音データの書き起こしや診断書の写真等の多くの証拠が求められることが多いこと。あと、下から4つ目の丸ですけれども、裁判所は他の証拠も照らし合わせて因果関係を総合的に判断するので、診断書に因果関係が記載される必要はないのではないかといった御意見がございました。

論点としては、「できる限り本人負担を抑えながら申立て準備を進めるための方策は考えられないか。」としております。

8ページでございます。

こちらは退去等命令の効果でございます。調査結果からは、上から2つ目の丸でありますけれども、退去等命令発令後も、何らかの理由を付け加害者が自宅から退去しない事例や、鍵を変更して荷物の持ち出しを妨害するような事例等が見られました。また、その下であります。退去等命令と接近禁止命令との要件の違いによる問題点等は見受けられなかったところでございます。

これを受けまして、有識者からは、2番目の丸ですが、退去等命令発令前の段階でどのような形で警察と連携を取るのかが重要であり、連携方法について整理を行う必要等があるといった御意見がございました。

論点としては、「退去等命令の発令の有無にかかわらず、荷物の取り出しを円滑に行うための方法を検討する必要があるのではないか。荷物の取り出し等に係る支援の地域差等をなくすため、配偶者暴力相談支援センターと警察間での連携がより一層必要ではないか。」としております。

9ページでございます。

こちらは2つ目のテーマ、法定協議会の在り方についてでございます。令和8年1月時点で42の都道府県に法定協議会が設置されているところでございますけれども、本調査結果、1つ目の丸であります。法定協議会の設置の有無にかかわらず、市区町村等における個別ケース検討会議に参加している配偶者暴力相談支援センターが多い。その一方で、3つ目の丸ですけれども、自治体の姿勢により連携への効果が左右されることや、多職種・

多機関での情報共有が難しいといった課題がございました。

有識者からは、3つ目の丸であります、個別ケース検討会議を開催してもらえずに悩んでいる関係機関が見られる。個別ケース検討会議の開催方法・開催時期・参加者等について、好事例を基にモデル化してはどうかといった御意見がございました。

論点としては、個別のケースに柔軟に対応するための多機関連携の好事例の情報共有等が必要ではないかとしております。

次の10ページでございます。

これ以降は令和5年の法改正に伴う直接的な内容ではございませんが、本調査を通じて被害者支援の現場から見えてきたものや、御意見があったものについて取りまとめたものでございます。

まず（1）多様な被害者への対応のうち、外国籍被害者への対応では、調査結果で被害者・加害者ともに外国籍といった事案も多く見られ、翻訳・通訳の問題、外国籍特有の法制度の理解等が課題として見えてきたところでございます。

そのため、論点としては、日本法に拠らない婚姻の場合等は、必要な法律知識が求められるため、専門家等との連携による支援体制の拡充が必要ではないか。保護命令の申立てに当たって通訳・翻訳の負担が大きいため、これを軽減するための取組が必要ではないかとしております。

11ページでございます。

高齢被害者への対応でございますけれども、要介護の方の場合の避難先の確保、避難後の医療・介護サービスといった福祉サービスの継続利用といったところが課題となっております。

そのため、論点としては、日常生活動作（ADL）の低下等が生じる傾向にある高齢被害者に対しては、切れ目のない支援の観点から、DV被害者支援施策と高齢者支援施策双方の柔軟な対応が必要ではないかとしています。

12ページです。

障害・疾患等を有する被害者への対応ですが、受入れ先の施設や住居が限定されている。移動が困難、医療・介護サービスを中断する不利益が大きい場合には避難という選択肢が取りにくいといった事例が見られました。論点としては、被害者の安全を確保しながら、医療・介護サービス等を継続するための取組、心理職や精神科医とのつながりを構築するための取組としております。

13ページでございます。

男性被害者への対応ですけれども、配偶者暴力相談支援センターの中には男性からの相談は取り扱っていないとするセンターがある一方で、性別にかかわらず同じ支援を行っているとするセンターもありまして、対応に幅があったところでございます。また、同一のセンター内で男女の支援を同時に行うことの難しさ、男性被害者の避難先の少なさ、加害者である可能性を踏まえた慎重な対応が必要といった御意見もございました。

そのため、論点としては、男性被害者への面接相談を含めた相談窓口・支援の拡充に向け、どのような取組が必要かとしております。

14ページです。

同伴の子への対応です。DV被害者が避難する際に、同伴の子が男児であり、かつ一定年齢を超えている場合に公的シェルターに入れないといった事例はございましたけれども、その場合は民間シェルター等へ避難をされていました。また、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等の児童虐待部門との連携が取れている事例というのも多く見られたところでございます。

そのため、論点としては、被害者と同伴の子を共に保護するための柔軟な方法の事例の情報共有等の必要性、児童福祉分野との連携をさらに促進するためにどのような取組が必要かとしております。

15ページです。

加害者の追跡行動への対応でございます。調査では、令和7年度に法改正を行いましたいわゆる紛失防止タグのほか、スマートフォンのGPS等の電子機器等のテクノロジーを悪用する事例というのが散見されております。

そのため、論点としては、テクノロジーを悪用した加害者の追跡行動等についての知見の蓄積や対応方法の検討の必要性としております。

最後16ページでございます。

中長期にわたる被害者支援でございます。DV被害者支援におきましては、安全確保後も生活基盤の再構築などに向けた中長期的な支援が必要となるケースもあり、一部の配偶者暴力相談支援センターにおいては、一時保護施設退所後も継続支援や移動先の施設と連携して見守っている事例などが見られたところであります。

そのため、論点としては、被害者とそのこどもに対する中長期的支援において、地域の実情に応じ配偶者暴力相談支援センターがどのような役割を担うか、関係機関・部門とどのように連携するかを整理する必要があるのではないかとしております。

資料の説明は以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

次に、資料3の質問事項一覧のうち、資料1に関する御質問、1から12の御回答を担当府省庁からお願いしようと思っておりますけれども、皆様、お手元に質問事項一覧は行っていると思いますので、番号で申し上げたいと思います。

それでは、まず内閣府から回答をお願いします。

○中島男女間暴力対策課長

内閣府でございます。

内閣府は質問が非常に多いということで、まず内閣府の方からいただいた質問について一気に回答をさせていただきます。

まず、質問番号1で北仲委員からいただいている質問でございます。前段の裁判所が警察や配偶者暴力相談支援センターに書面提出を求めた実績というところについては、最高裁判所の方から後ほど回答をいたします。

後段の保護命令申立てのオンライン化の時期ということでございますけれども、これに関する法律が令和5年の6月に成立して公布されているということでありますが、施行時期は現時点では未定ということでございます。ただ、公布の日から起算して5年を超えない範囲内、すなわち令和10年6月までの政令で定める日から施行となっているということでございます。

続きまして質問番号2、種部委員から市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置割合等についての御質問でございます。令和8年6月現在、全市区町村は1,741ございます。そのうち、市町村の配偶者暴力相談支援センターは155か所ございまして、割合としましては8.9%でございます。

配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村における女性相談支援員の配置状況につきましては、後ほど厚生労働省の方から回答いたします。

御質問の中に一時保護の長期化というところで記載をいただいているのですが、そちらにつきましては、住居確保、就労、経済的自立、同伴児への対応、障害等への対応など様々な要因が考えられるところ、内閣府としては、引き続き被害者の生活再建を円滑に進める観点から、市町村を含む関係機関との連携や支援体制の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3でございます。納米委員から論点整理集に関する質問を7ついただいております。うち6つ内閣府の方からお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のポツであります。今回のアンケート調査対象をどのような基準で選んだのかということ、全数調査は行わないのかという御質問でございます。

今回の調査研究でございますが、令和5年改正法の施行後における運用状況や課題を把握することを目的として実施したものでございまして、特に改正点であります保護命令制度の運用や申立て支援の実務に関する事例を収集する必要があるございました。このため、調査対象につきましては、事前に把握しました相談件数、あと、保護命令申立て支援の実績等を踏まえまして、配偶者暴力相談支援センターにおける事務負担等も勘案して、保護命令申立て支援を含むDV被害者支援に比較的多く取り組んでいる配偶者暴力相談支援センターを対象として選定したところでございます。

なお、選定に当たっては、予算上の制約なども考慮しつつ、内閣府及び受託事業者において行いまして、有識者会議の場で選定案をお示ししまして、了解を得た上で決定したということでございます。

あと、全数調査ということでありますが、配偶者暴力相談支援センターによっては保護

命令申立て支援の取扱件数、経験に差があるといったことを踏まえまして、把握すべき事項や調査目的、センターの事務負担等も踏まえながら、その必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目のポツであります。こちらは把握された論点について今後どのように検討していくのか、制度面についての議論が必要なのではないかとということです。こちらは後ほど出てまいります質問番号8、9のところで併せてお答えをさせていただければと思います。

続きまして、3つ目のポツであります。こちらは調査の中で保護命令の改正部分の利用が低調と推察されるが、事務局の見解はどうかと。その要因把握を総合的に行うべきではないかという御質問でございます。

これにつきまして、今回の調査では、保護命令申立て支援を含むDV被害者支援に比較的多く取り組んでいる配偶者暴力相談支援センター等を対象として事例調査を行ったものでございまして、本調査結果のみをもって全国的な利用状況について確たる見解を示すことは困難であると考えております。

一方で、本調査において、拡大された要件のみによる申立て事例というのは確認されておりません。有識者からも利用が低調との御指摘がありますので、その利用は現時点では低調である可能性があると考えているところであります。

有識者からも、その背景として要件の問題なのか、証拠収集の困難さなのか、被害者が置かれた生活上支援上の課題なのかといった点につきまして、更なる把握が必要であるという御意見をいただいているところであります。このため、今後、本専門調査会における議論や関係省庁、関係機関へのヒアリング等も通じまして、令和5年改正法の施行状況や実態、その背景にある要因について多面的な把握に努めてまいりたいと考えております。

4つ目でございます。論点として好事例の情報共有等ということに言及しているが、支援者側のリソース面の課題等もあるのではないかと御指摘でございます。これについては、御指摘のとおり、支援がうまく進まない要因というのは一様ではなく、単に対応方法が共有されていないというのみならず、人員体制ですとか地域資源の不足、あと、関係機関との連携体制の差異など、様々な要因が影響している可能性があると考えております。

今回の調査では、個別ケース検討会議の開催や警察との連携、児童福祉分野との連携など、地域によって対応状況に差異が見られたことから、論点整理集では好事例の情報共有等の必要性について整理をしたところであります。内閣府としても、実際に支援を担う現場の状況ですとか地域差なども踏まえながら、何が課題となっているのか、更なる把握に努めてまいりたいと考えております。

5つ目でございます。こちらは警察における対応と保護命令による保護、その連携上の課題があるのではないかと御質問であります。内閣府としましては、DV事案の対応に当たっては、警察による被害者保護や加害者への対応と併せて、保護命令制度を適切に活用しながら被害者の安全を確保していくことが重要であると認識をしております。

今回の調査研究においては、警察庁通達に基づく運用状況や警察による被害者保護措置と保護命令制度との関係について調査をしたものではございませんけれども、一部の配偶者暴力相談支援センターからは、論点整理集にもありますとおり、荷物の取り出し等の場面における警察との連携などについての地域による対応の差異に関する意見も寄せられているところであります。このため、警察による被害者保護と保護命令制度の関係、配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方については、今後、関係省庁、関係機関とのヒアリングを通じて更に実態を把握していく必要があると考えております。

6つ目はストーカーということで、警察庁の方から後程お答えをいただきます。

7つ目でございます。こちらは加害者への対応ということで、その次の中村委員からの御質問、加害者対策を今後どうしていくのかということについてと併せて御回答申し上げます。

被害者支援の一環としての加害者対応につきましては、被害者の安全確保や再発防止の観点から重要な課題であると認識しております。他方で、論点整理集は配偶者暴力相談支援センターの事例調査を通じて把握した現状や課題につきまして、保護命令制度の運用状況、法定協議会、被害者支援の在り方を中心に整理したものでございまして、加害者対応については取り上げておりません。加害者対応については、内閣府としても交付金を活用しました加害者プログラムの実施促進、研修等を通じて取組を進めているところでございます。今後、令和5年改正法の施行状況の把握、被害者支援の在り方を検討していく中で、加害者対応につきましても必要に応じて議論をしていくべき課題であると考えております。

そうしましたら、質問番号4、中村委員からの後段の御質問であります。男性相談の在り方、その次の辻委員からも男性被害者への対応における男性相談に関する知見の蓄積ということでいただいておりますので、併せて御回答させていただきます。

男性相談や男性相談支援の取組を通じまして、男性が抱える困難や支援ニーズ、相談につながりにくい背景等について把握することは重要な視点であると認識しております。例えば、家族関係、夫婦関係等の家庭内の悩みであったり、旧来の男らしさなどの価値観による生きづらさによる悩み、そういった相談が実施されているものと承知しております。今後の検討に当たっては、こうした取組や委員からいただく御知見等も踏まえながら、男性被害者支援や男性相談に関する知見の蓄積に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号6であります。こちらは中村委員から今回の保護命令の事例の共有等、調査の活用についてはどうかという御質問であります。

令和5年改正法により拡大された要件に関する具体的な事例や運用上の工夫につきましては、配偶者暴力相談支援センターの現場においても関心が高く、支援実務に資する形で共有しておくことは重要であると認識しております。他方で、保護命令事案については、地域や事案の状況によっては個人や事案が特定されるおそれもあるため、事例の共有に当たっては個人情報保護や被害者の安全確保に十分配慮する必要があると考えております。このため、事例の概要化、匿名化の方法など、様々な事情を考慮しながら、配偶者暴力相

談支援センターを始めとする関係機関にとって有益なものとなるよう、支援員向け研修資料、情報提供の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大岡委員からいただいておりますDV被害者に対する心理的支援ということとであります。心理的支援について、当然、被害者の心身の回復、生活再建の観点から重要な課題ということで認識しております。今回の論点整理集におきましても、同伴の子や障害・疾病を有する被害者への対応など、様々な場面において心理的支援の必要性が指摘されているところであります。

このため、内閣府としましては、今後、関係機関との連携の在り方、心理職等の専門職につなぐための方策など、地域における支援体制の構築等について更なる実態把握を行いながら検討してまいりたいと考えております。

面前DVについての問いですけれども、こちらはこども家庭庁の方から御回答させていただきます。

質問番号8と9でございまして、こちらは論点整理を踏まえた今後の検討の進め方、プロセス、スケジュールについてということで、中村委員、納米委員からの御質問であります。先程の納米委員からの御質問もこの中で回答させていただきます。

令和7年度に実施いたしましたDV防止及び被害者保護等の現状と課題についての調査研究、あと、この論点整理集、また、本専門調査会における議論でございますけれども、こちらは令和5年改正配偶者暴力防止法の施行状況を把握するための取組の一環でございまして、今後も継続して取り組んでいく予定でございまして、また、この論点整理集につきましては、今後の検討事項や優先順位をあらかじめ確定するといったことを目的としたものではございませんで、現時点で把握された課題や問題意識を整理したものと位置付けております。

このため、附則第8条に基づく検討に当たっては、今後、本専門調査会において関係省庁や関係機関等へのヒアリング等を通じて、令和5年改正法の施行状況や課題についてさらに把握を進めながら、制度面も含めて、見直しの対象とすべき事項や優先的に対応すべき課題について御議論をいただきたいと考えております。

見直しのスケジュールについては、現時点で具体的に確定しておりませんが、附則の趣旨も踏まえつつ、施行後3年を経過する令和9年度を見据えながら必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、内閣府からは以上でございます。

○小西会長

ありがとうございます。

次は、質問番号2について厚生労働省から回答をお願いいたします。

○厚生労働省

厚生労働省です。

御質問の中で、配偶者暴力相談支援センター未設置市町村における女性相談支援員の配置の割合の御質問なのですが、具体的に正確なデータについては整理ができていないところなのですけれども、令和7年4月時点で配偶者暴力相談支援センターの設置割合につきましては、市区において約18%、町村は1%になります。女性相談支援員の配置の割合は市区で56%、町村は1%となっております。いずれも町村についてはほとんど設置されていないという状況で、市区については女性相談支援員についてはおおむね半分程度の自治体に配置されているという状況でございます。

以上です。

○小西会長

ありがとうございました。

それでは、次に質問番号3と12について警察庁からお願いします。

○警察庁

警察庁です。

まず、質問番号3の6ポツ目、DV事案でストーカー規制法による警告、禁止命令が発せられた件数はどのくらいあるのかというような質問でございますが、例えば、離婚後の夫婦間で暴力を振るわれたり、つきまとい行為等を受けたりするという事案は想定できる場所ではありますが、統計としては把握していないということになります。

6ポツ目の回答は以上です。

次に、質問番号12に移ります。こちらはストーカー事案の統計についての質問でございます。ストーカー事案に関連する刑法犯や特別法犯の検挙件数は警察のウェブサイトで公表しておりまして、昨年はストーカー事案に関連して2,171件を検挙しているところでございます。内訳としましては、殺人既遂事件が2件、殺人の未遂事件が14件、傷害が153件、暴行が159件などとなっております。

以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

続きまして、こども家庭庁から質問番号7について御回答いただきたいと思っております。

○こども家庭庁

こども家庭庁虐待防止対策課から回答いたします。

こども家庭庁としましても、面前DVは心理的虐待に当たり得ると考えておりまして、

心理的虐待等を受けたこどもの心のケアは非常に重要だと認識しております。こどもの心のケアを行うために、各児童相談所におきまして心理に関する専門的な知識、技術を有する児童心理司が配置されており、カウンセリングや助言指導等を行っているところでございます。

また、こども家庭庁におきましては、児童相談所等におけるトラウマを抱えるこどもに対する支援の充実を図ることを目的としまして「こどものトラウマケア体制整備スタートアップガイド」を作成しまして、各自治体や児童相談所において活用いただくよう周知を図ったところでございます。

さらに、自治体に対しまして専門職職員の確保ですとか、専門性を強化するための研修に対する補助、令和8年度からは、トラウマケアを必要とするこどもに対し、児童相談所と地域内の関係機関が継続的にケアを提供する体制を構築するための補助を実施しております。

引き続き、こども家庭庁としましては、心理的虐待等を受けたこどもに対する適切な心のケアを行うことができるよう、体制づくりに努めてまいります。

こども家庭庁虐待防止対策課からは以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

次に、質問番号11について法務省から御回答いただき、最高裁判所はその後をお願いしようと思います。

法務省、どうぞよろしくお願いします。

○法務省

民事局でございます。

離婚時に単独親権、共同親権のいずれを選択したか、その選択状況については、これまで厚生労働省において離婚届等に基づく人口動態調査の結果として公表しているものと承知しております。そこで、令和6年民法等改正法施行後の離婚届における未成年の子の親権の情報に関する統計の集計や公表の在り方については、人口動態調査を実施している厚生労働省と協議をしながら検討を進めております。

以上になります。

○小西会長

ありがとうございます。

それでは、1、10、11につきまして、最高裁判所の方からお願いいたします。

○最高裁判所

最高裁判所民事局でございます。

それでは、まず質問番号1について、上ポツの方、配偶者暴力相談支援センター等に関して書面提出を求めた実績の統計というところでお答えをいたします。まず、裁判所が配偶者暴力相談支援センター等に対して書類提出を求めた件数という形では統計は取得しておりませんが、法律の仕組みといたしまして、裁判所に対する保護命令の申立ての申立書に申立人が配偶者暴力相談支援センター又は警察に対して暴力等に関する相談等をした事実というものが記載されている場合には、裁判所から配偶者暴力相談支援センター等に対してその状況を記載した書面の提出を求める仕組みとなっておりますので、申立書に配偶者暴力相談支援センターや警察に対する相談をしたという記載がある事件の件数が基本的には裁判所がこれらに対して書面提出を求めた件数に等しいと考えております。

そのような観点から申しますと、申立書に相談先として配偶者暴力相談支援センター、警察あるいはその両方が記載された事件というものに関しては統計を取得しておりますので、申し述べたいと思います。

まず、令和5年から令和7年についてお答えしようと思うのですが、令和5年に関しましては、令和5年に終局、裁判所の方で終了した事件のうち、申立書に配偶者暴力相談支援センターと警察両方に相談をしたという事実が記載されていた件数が568件、配偶者暴力相談支援センターのみが記載されていた件数が62件、警察のみが記載されていた件数が809件でございます。これらの相談先に対する相談等の事実の記載がなく、附属書類として宣誓供述書が添付されたという件数は4件でございます。

令和6年に関して同様に申し上げますと、配偶者暴力相談支援センター、警察の双方が記載されていた件数は651件、配偶者暴力相談支援センターのみが記載されていた件数は49件、警察のみが記載されていた件数は807件であり、相談等の事実の記載がなく、附属書類として宣誓供述書が添付されたという件数が3件でございます。

令和7年についても申し上げますと、配偶者暴力相談支援センターと警察の両方が記載されていた件数が610件、配偶者暴力相談支援センターのみが記載されていた件数が46件、警察のみが記載されていた件数が742件であり、宣誓供述書の添付書類という形で申立てがあったものが3件でございます。

質問事項1の最高裁判所からの回答は以上となります。

続きまして質問事項10、納米委員の御質問に関してお答えをいたしますと、この御質問において御指摘いただいておりますとおり、改正家族法の趣旨や内容にかなった審理運営を行うという上では、DVや虐待といった安全とか安心に関する事情が適切に考慮されるということは非常に重要であると認識しております。

裁判所としまして、これまで子の利益に適切に考慮して、またはDVの問題に適切に対応するとの観点で被害者に必要な配慮した審理運営がされるように、裁判官を始めとする関係職員のDVとか児童虐待に関する専門性の向上に資するための御講演を専門家にいただくですとか、DV虐待の認定判断についての実例を想定した共同研究を行うなどという

対応をしております。

調停委員に対する研修というものは各家裁で実施されておりまして、最高裁判所として網羅的に把握しているものではございませんけれども、例えば、DVの主張を含む親子交流調停の架空事例を題材に、裁判所職員を講師として調停の進め方ですとか留意点等についての検討を行うなど、各地で工夫をして研修が行われているものと承知しております。

最高裁判所としては、引き続きこのような研修の充実ですとか強化に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、この関係のDVが理由で単独親権と判断された審判などの把握ということに関してお尋ねがあるところでございますが、離婚調停や離婚訴訟、それから、親権者変更の調停審判等において共同親権、単独親権のいずれと定められたかという統計は収集、取得しているのですが、単独親権と判断された理由については統計として把握することは予定しておりません。もっとも、協議会等の機会において各庁の実情の把握には努めていきたいと考えております。

最後、この10の関係で加害者と被害者が接近する場面が生じやすいというところに関するところでお答えを申し上げますと、個々の事件における審理の在り方、審理運営の在り方というものは、それぞれの調停委員会ですとか裁判体の判断によるものではございますけれども、一般論として、DVがうたがわれる事案については、各調停委員会ですとか裁判体においてウェブ会議を活用して審理運営を行ったり、事案の内容や各庁の実情に応じて、例えば、各当事者が利用する待合室とか調停室を個別にするというような配慮を行ったり、そのような形で当事者が接近することを回避するような工夫をしているものと承知しております。

その次、質問番号11、北仲委員の質問の関係に関しまして、最高裁判所として施行から4か月の時点、現時点において最高裁判所として施行後の事件動向について具体的にお示しできる有意なものは把握しておりません。

以上となります。

○小西会長

ありがとうございました。

いろいろお答えいただきましたけれども、ただいまの説明を踏まえて先生方の御意見をお伺いいたします。御発言のある方は、私の方から指名いたしますので、「手を挙げる」機能を使用して合図していただければと思います。

いかがでしょうか。

それでは、私のところから中村委員が見えていますけれども、他にはございますか。北仲委員。中村委員、北仲委員、まずはお二人からお願いしたいと思います。

では、中村委員、どうぞ。

○中村委員

ありがとうございます。

私、前回休ませてもらったので、今日が初めてです。よろしくお願いします。

それで、委員としては長くやっていますけれども、たまたま今の議題の調査の座長をしていた関係もありますので、補足的に発言させてください。

改正された心身という辺りのことについて関心を持って調べていました。心理的・精神的暴力だけでの保護命令というのはかなり難しいのですけれども、実際は、全数調査ではなかったのですけれども、各配偶者暴力相談支援センターから重篤な事例をこの時期に限って上げてもらった中から推測すると、逡巡（しゅんじゅん）しているという感じがします。迷っているという感じがします。心理的・精神的暴力だけで保護命令を申立てにくい現状が事例の書き方から良く見えてきました。さらに、申請しようとしたけれども取り下げたというような事例も書かれていました。それは重篤なという事故があったり、いろいろな診断書を求められたりするのではないかなというように現場ではかなり想定しているようで、逡巡（しゅんじゅん）していると申し上げたのはそういうことです。

今後いろいろ広まっていくともう少し出てくると思うのですけれども、私にとってとても大事だったのは、身体的暴力など、当然それで申請していくのですけれども、そこに心理的・精神的暴力がどのようにまわりついているか。あるいはそれらがどう複合的に減少しているかということで、精神的暴力単独でというよりも、身体的暴力の表現と言いましょ。その書きぶりと言いましょ。その把握の仕方が大変現場の方々が豊かになって記述をしている様子が良く分かりました。ですから、そういう意味での効果が現場では出ているのかなと思いました。ただ、重篤な結果とか診断書を求められるのではないかなというように躊躇（ちゅうちょ）させている要因ではないかなと思いましたので、今回の法改正はそんなふうにして効果が出ているのではないかなと思いました。

それで、自由記述のところを見ると、センターの相談を担当している方々が書いていたでいるはずなのでも、分厚い記述、深い記述が結構ありました。それをテキストマイニングしながら読み込んでいって、先程質問したように今後の改革課題にどう整序していくかということが大変大事かなと。この調査会の引き取り方が大事ではないかなと思いました。

という形で質問をさせてもらいましたので、一つの調査ではあるのですけれども、今後の改革に向けてぜひ整序していく作業をこの調査会で続けてほしいなと思っています。貴重なデータがたくさん詰まっているなと思いました。

あわせて、最後ですけれども、加害者対策の必要性を述べている配偶者暴力相談支援センターも複数ありました。となると、質問にも書いたのですけれども、そういう形で気付いていくと、加害者対策の中に心理的・精神的暴力を組み込むということが当然必要になってくるはずなのです。現場ではそうなっているのですけれども、心理的・精神的暴力の在り方、さらにそれを整序していくと、大変狡猾な形で心理的暴力を使っている事例も良

く読み取れたので、加害者対策を今後どうしていくか。今、自治体ベースでやっているのですけれども、そこでやっていることを反映させなくてはならないのではないかなと思っています。ですから、既にやっていることについて、この調査結果をどう生かしていくのかということを経ひこの調査会でも継続して議論してほしいなと思っています。

もう1点1点最後ですけれども、そうしていつも私も加害者あるいは児童こども虐待の虐待者と対応しているのですけれども、彼らの行動パターンを見ると、A Iかなり探索的に活用しているのです。A Iを使って相当調べ上げて、いろいろな対応をしようとしているのです。そうすると、A Iを賢くしていくためには情報発信がものすごく大事になってきますので、こういう公的な行政文書とか公的な施策をA Iは結構拾ってきますので、そこに対してもこういう調査結果を個人情報を守りながら適切な形で情報発信するのが大事ではないかなというようにことで質問をさせていただきました。

座長をさせてもらってとても勉強になったのですけれども、今後の課題、責任は大きいなと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

○小西会長

ありがとうございます。調査の座長をなさった視点から大変貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、あと、北仲委員、納米委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、お二人まで御意見をいただければと思います。

まず北仲委員、どうぞ。

○北仲委員

3点申し上げたいのですけれども、一つは今回の調査の中の保護命令との関係で、今回、言わば初めて配偶者暴力相談支援センターが何をやっているのかとか、どう受け止めているのかということを調査してみたことになったと思うのです。ですけれども、私もその後改めて気が付いたのですけれども、さっき統計をお聞きしたように、実は多くの被害者は警察への相談記録を裁判所につなげるということでやってきたケースの方が多くて、配偶者暴力相談支援センターは心の整理だとかいろいろな支援をしているけれども、保護命令獲得の面では活躍しきれていないのではないかという気がしてきました。

ところが、法改正で警察では対応できにくい身体の危険とか命の危険がない被害というのが今回保護命令の対象になってくると、もっと配偶者暴力相談支援センターが力を付けないと、その部分については保護命令を取っていけないのではないかということを感じております。私も民間団体の関係者としても、保護命令の本人申請をばりばり手伝っている団体もあれば、ほぼそれをやったことがないという団体もあってかなりばらつきがあるので、やはりノウハウがちゃんと獲得されていない感じがするので、今、民間団体としても保護命令申立て支援の教材を作って、何とか支援力を上げていこうと今、正に取り

組んでいます。

2つ目の論点として、先ほど大岡委員も質問されていたこどものケアについてなのですが、最近ようやく言われるようになりましたけれども、最近の女性支援法施行まではDVと一緒に家を出たこどもは単なる同伴者でしかなくて、そこで心のケアがないとかということは従来ずっと指摘されてきました。先ほどのお答えで児童相談所で心のケアをやっていると話しされたのですけれども、DVケースの場合は避難するので、例えば東京に住んでいて、東京の親子が群馬県に逃げたと。そうしたら、群馬県の児相でもこどものケアを引き続きやるのかとか、そういうことを考えていかないと、そして、逃げた直後よりも長期的なケアというのが必要だと思うので、そこがやはりつながりきれていないのではないかなという気がします。

3つ目に、配偶者暴力相談支援センターが女性支援法で切れ目のない支援とかどんな支援をするのかというのを書いてもらったのですけれども、やはりさっき納米委員の質問にもあったように、リソース不足もあるのですけれども、そういうソーシャルワーク的な支援をやったことがない配偶者暴力相談支援センターではやはり力量も足りないというのも事実なのではないかと思うのです。

2つ問題があって、一つは市区町村の配偶者暴力相談支援センターは基本的に心の支援というか悩みを受け止めるという広報がかなりしてあって、それは分かるが、本当に保護命令申立て支援とか、いろいろな文書、証明書発行支援とかはできているのかという問題があるし、あと、都道府県の配偶者暴力相談支援センターはやはりシェルターに一時保護ということだけ、施設中心な支援をしてしまっていて、その後の中長期支援に例えばケースをどのように引き継いでいくかとかということが、やったことがない方は従来と同じやり方をしてしまっているのではないかと。これを本当に突破していかないと、DVで切れ目のない支援というのは非常に難しいのではないかと考えています。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

皆様、実は今日はもう一つ、性暴力の方の検討もやらなくてはいけないので、時間がございません。

ここまでに手を挙げていただいた納米委員、種部委員までにこちらの方の議題は限らせていただきたいと思います。お二人も大変申し訳ないのですが、できたら手短にお願いできるとありがたいです。よろしくお願いします。

納米委員、お願いします。

○納米委員

手短にということで、まずはたくさん質問を出したのですけれども、私の質問に対して

更なる把握をしていくという内閣府からの御回答ですとか、最高裁判所の方からも実情把握に努めていくというような御回答をいただきまして、これは大変前向きに受け止めております。今回の調査も非常に貴重だったと思いますけれども、更に必要な統計ですとか実情把握も必要だと思いますので、これらについては更に進めていただきたいと思います。それが1点目です。

2点目なのですが、加害者対応です。加害者対応につきましては、昨今、ストーカーについてはGPSの機器を装着することを義務付けるといった方向が出てきております。そのことと、DV加害者の場合には交付金によって地方自治体が主導で進めていくという方向が出されていて、国の主導の在り方というのは大分異なるように思います。ここを同期させていくというような方向は考えられないのかというのが2点目でございます。

それから、3点目、最高裁判所の方から私の質問10番に対して各家庭裁判所、審理体の判断のやり方に委ねるといった御回答がございました。それはそうなのだと思うのですが、そのようないたしますと各地域でばらつきが出るのではないかとということを心配しております。

また、裁判所のリソースは十分なのだろうかということも懸念がございまして、先程ウェブの活用についてですが、これは本当に便利だと思うのですが、家庭裁判所によってはパソコンが足りないの、ウェブ調停にしたいのだけれどもできないといったこともあるやに聞こえてきますので、その点につきましては地域のばらつきがないように、また、裁判所が十分なリソースを確保できるように配慮をいただきたいと思います。

最後の点なのですが、附則によりますと令和9年度が次の改正があるかどうかということを勘案していく年となっておりますので、それまでに本調査会において省庁ヒアリングなどをして議論を進めていくということでございましたけれども、今分かる範囲でも良いので、今後の進め方について今お話しただけのことをお聞かせいただけると大変うれしいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございました。

引き続き種部委員、お願いいたします。

○種部委員

私からは先程の精神的DV、今回法改正をされたのですが、なかなか保護命令を出す条件として診断書を求めるというのはハードルが高いという点について1点まず述べます。

逃げてきた事例というのは、逃げるエネルギーが残っていた事例です。ということは、PTSDはそこまでひどい症状を出していないです。症状が出て来るのは安全な場所に逃げて

から、時間が経ってからなので、医師が判断するよりも、保護命令を出さなくてはならない局面の時は、むしろ配偶者暴力相談支援センターで支援に関わるプロが見た方がよっぽど分かるのではないかと思います。そのような状況を併せて判断するという形に変えられないのか、医師の診断書ということが本当に適切なのかという疑問があります。

そして、医師自身も診断書を書くことで訴えられたりすることを恐れていたり、あるいは精神科医が必ずしも司法について強いわけではないのです。そうすると、適切な診断書を書かないことはよくあります。

また1点、母子で逃げた場合についてはこどもの脳に対して重大な危害が加えられてきたわけで、これがお母さんに対する保護命令に加味されていないと思うのです。こどもが面前DVによる症状をたくさん出している場合、それを見せつけられている方も重大な精神的な負担があるわけです。これも加味することができないのか法改正に向けて改めて検討していただきたいなと思っています。

もう一つは市町村の機能強化。先程、厚生労働省の方からの説明では女性相談支援員を置いていないところが半数ぐらいということになるかと思うのです。市町村に配偶者暴力相談支援センターの入口の機能を持たせるとするのは、地方都市では厳しい。市町村の職員を確保するだけでも大変です。そして、予算も少ない。人口減少も激しい。こんな中で女性相談支援を受ける状況にはとてもないです。それが入口機能を果たせというのはとても無理な話でありまして、市町村には出口支援に集中してもらおう。その代わり、都道府県が設けている入口機能を強化するとか、そのような形を取っていかなければいけないのではないかと思います。

そして、出口支援の中でこどもとDVの問題はセットにして対応しなくてはならないのですけれども、担当部局がないところが多いと思います。小さな自治体ですと、DVは女性活躍や、男女共同参画系の部局が担当している。そして、こどもはこども支援、また別の課が担当しており、例えばこども家庭センターなどがあると思うのです。ところが、DVはこどもの担当とは全く別の部局であるために、出口支援の現場でDVを扱う場合は、新たに職員をそこに置かなくてはならない。明確な計画も立てていくことができていないというのが市町村の事情だと思います。

したがって、市町村でしっかりとDV被害者の出口支援、特に親子の場合ですね。つなげていくために、明確なDV被害者支援担当部局を設置したり担当者を分けることを求めるとか、出口支援に集中してその中の機能分化を明確化するということをぜひ求めたいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

おそらく他の皆様にも御意見があると思いますが、申し訳ございません。本日時間がご

ざいませんで、ここまでにしますが、本日の御意見を参考にしつつ、各関係省庁からのヒアリング等を更に実施し、配偶者暴力防止法の施行状況について引き続き把握を進めたいと思います。

私も精神科医として、これがなかなか利用されないというのは、深刻なケースを幾つか見てきた中では残念なのですが、ではどうしてかというところをこれから議論していくのかなと思っています。

関係省庁におかれましては、本日委員から出た意見も踏まえ、施行状況の確認や今後の施策の検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと時間が足りませんが、議題2に入ります。

まず、内閣府から資料2について御説明をお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

内閣府でございます。

資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料の前半部分はワンストップ支援センターの概略と内閣府のこれまでの取組ということになりますので、ここの説明は割愛させていただきます、8ページから御説明をさせていただきますと思います。

ここから令和7年度に実施いたしました、ワンストップ支援センターを対象といたしました支援状況等調査の結果について御報告をさせていただきます。

被害者の属性を御覧いただきますと、性別は電話相談では女性が85.8%、男性が9.7%、被害時の年齢ということでは18歳未満が最多となっています。

被害状況については記載のとおりでありますけれども、右下、SNS等を用いた性暴力というのが相談の10%を占めております。

9ページです。

左側、支援員の数、支援員の待遇というところでありまして、相談員748人のうち、無給・交通費程度というのが208人。また、令和4年度調査から令和7年度調査にかけて、相談員の実人数が大幅に減少しているということでありまして。

右側であります、支援体制上の課題としまして、支援員のなり手が少ない、支援員の待遇が業務に見合っていない状況というのが挙げられております。

次のページです。

連携体制でございますけれども、まず左側ですけれども、ワンストップ支援センターと定期的な会議やケース検討会議を実施している機関につきまして、警察の会議の割合というのが最も高くなっている一方で、学校・教育委員会の割合は低くなっております。

また、右側でございます、協力医療機関数は1センター当たり平均で約30.4か所となっております。

また、その下、課題でありますけれども、連携先の担当者に性暴力の知識や専門性が不

足している等が挙げられたところでございます。

11ページです。

近年の性被害の状況・傾向についてヒアリング、アンケートをまとめたものでございます。15歳以下のこどもによる被害相談が増加しているという意見のほか、男性被害者からの相談、右側でございますけれども、以前に比べて面談や直接支援につながるケースが増えているとするセンターがある一方で、電話相談のみにとどまるケースが多いとするセンターもございました。

次に12ページです。

医療的支援、心理的支援共通の課題というところで、上限回数など地域ごとの差が生じているということが指摘されております。また、心理的支援ではPTSD等に対する専門的治療を行える医師の確保なども課題として挙げられております。

法的支援につきましては、被害者支援に精通した弁護士の確保が難しいことなどが課題として挙げられております。

そのほか、ワンストップ支援センターによる多様な支援、また、これまでの記載と重複しますが、ワンストップ支援センター運営の課題ということで記載をしております。

13ページでございます。

ワンストップ支援センターにおける支援の状況というのが見えてきたところでありますけれども、令和8年3月に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画ですが、研修機会の充実、人材育成、相談先等の周知、14ページであります、交付金を通じた運営の安定化や支援の質の向上、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備といったことが記載されております。

最後、15ページであります。

こちらは6月に策定されました重点方針2026ということですが、地域における関係機関等とのネットワークの構築、交付金の活用、人材確保・体制強化に向けた支援充実と併せまして、ワンストップ支援センターにおける支援の標準化に向けた検討と記載されております。これはかねてより支援の標準化のためにガイドラインを策定してほしいという御要望をワンストップ支援センターの現場の方、あと、自治体の担当者の方からいただいていたということでございまして、まずはそうしたガイドラインを策定することによって支援の底上げを図りたいという趣旨での記載となっております。

また、次回以降の専門調査会におきまして、ガイドライン策定に当たっての留意点等について御意見をいただければと考えております。

資料についての説明は以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

それでは、次に資料3の質問事項一覧のうちで、この資料2に関する御質問、13から19

ですね。

まずは内閣府から御回答をお願いしたいと思います。

○中島男女間暴力対策課長

内閣府より御回答を申し上げます。

まず、質問番号13であります。ワンストップ支援センターと学校、児童福祉分野との連携ということであります。先程、資料にも記載がございましたけれども、ワンストップ支援センターが関係機関と実施している会議の開催状況について見ますと、児童相談所、学校・教育機関が含まれている会議数の割合というのは低くなっておりまして、連携が必ずしも十分ではない様子というのがうかがわれるところであります。

うまくいっている連携の具体的な事例としましては、例えば、被害者から御要望があればということですが、ワンストップ支援センターから学校に対しまして配慮のお願い等の支援を実施しているですとか、校内で児童・生徒同士の被害・加害が発生した場合は、教職員の対応、保護者の対応、心身のケアについてサポートを行っているといった事例がございました。

続きまして、質問番号14であります。教職員への研修・啓発、教育関係機関との連携状況というところであります。内閣府では、中学生以上の生徒・学生に対しまして、教育・啓発の機会を持つ教職員、ワンストップ支援センター関係者、行政職員等を対象としまして、若年層の性暴力被害予防のためのオンライン研修教材を作成しまして、各都道府県、指定都市の男女共同参画主管課、ワンストップ支援センター主管課宛てに周知をしているところでございます。また、この教材でありますけれども、文部科学省を通じまして全国の教育委員会及び学校設置者を宛先としても発出しているところであります。

続きまして、質問番号15、16は支援員の確保・処遇というところで小川委員、大岡委員から御質問をいただいておりますので、併せて御回答申し上げます。

ワンストップ支援センターが持続的に運営できるためには、支援員等の人材確保・体制強化に向けた支援が必須であり、重大な課題と考えております。内閣府では、支援員の確保のための取組といたしまして、都道府県に対する性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金におきまして、都道府県等が相談員等の処遇改善に要した経費を対象とすることで、支援員について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援をしているところでございます。引き続き交付金を活用して処遇改善を進めていただけるよう促してまいりたいと思います。

また、支援員の位置付けということでありまして、支援の標準化の取組としてガイドラインを策定する中におきまして、支援員等の役割、業務等について何らかの記載を設けることができると考えているところであります。

続きまして、質問番号17であります。ネットワーク会議の開催状況というところでありますけれども、全国ネットワーク会議は令和3年度から開催しているところでありまして、

前回、令和6年度にオンラインで開催して、2か所のセンターから取組報告をしていただいたり、グループワークを実施したというところでありまして、今年度も同様の形式で開催することを想定しております。

この対象でありますけれども、ワンストップ支援センターのセンター長、コーディネーター、支援員、また、各都道府県のワンストップ支援センター所管課でありまして、前回、全都道府県が御出席をしたところでありまして、都道府県からも様々な役職の方が出席していらっしやいまして、会議で得た知見を各都道府県等における意思決定に生かしていただいているものと考えております。

質問番号18、証拠保全の状況、あと、証拠の保管期限ということであります。調査期間中にワンストップ支援センターの拠点病院あるいは協力・連携病院におきまして実施された医療的支援のうち、101件が証拠採取・保管ということでありました。証拠の保管期間ということでございますけれども、こちらは各地方自治体の運用に任せておりまして、公訴時効までとしているセンターであるとか、5年間等と定めているセンターもあると承知しております。

警察における取組状況については、警察庁において回答いたします。

内閣府は以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

次に、質問番号14、19について、こども家庭庁から回答をお願いします。

○こども家庭庁

こども家庭庁のこども性暴力防止担当でございます。

質問の14番に関しましてお答えできればと思います。まず、業種を横断してこどもへの性暴力防止に取り組むという立場から、取組に関して御説明させていただきます。御指摘いただいたものうち、保育園、認定こども園、また、高校以下の学校につきましては、本年12月に施行されるこども性暴力防止法の対象事業者となっております。こういった対象事業者に関しましては、従事者による性暴力を防ぐための取組を義務付けることとなっております。

具体的にこういった取組が義務付けられるかと申しますと、初犯を防止する対策として、面談やアンケートの実施、相談体制の整備、また、教職員等を始めとしたこどもに接する従事者への研修といったことが日頃からの取組で義務付けられるということになっております。

また、再犯を防止する対策といたしまして、従事者の性犯罪前科有無の確認を行い、該当があった場合には、従事者によるこどもへの性暴力が行われるおそれがあることを踏まえまして、こどもに接する業務に就かせないということが必要となっております。

また、研修に関しても御質問をいただいたかと思うのですが、従事者への研修につきましては、本年の4月に従事者向けの研修教材等を作成・公表したところでございまして、これらも活用しながら性暴力の防止のために取り組むべき事項に関する理解を深めていただければと思っております。

これらは業種横断的なところでございまして、続いて保育所、認定こども園の方は所管もしておりますので、その観点からも少し補足させていただきます。令和7年の児童福祉法等の改正によりまして、昨年10月1日から保育所、認定こども園等の職員による性的虐待を含めた虐待に関しまして通報義務が創設されたところとなっております。引き続きこどもや保護者が安心して保育所等に通う、また、こどもを預けられるような環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

質問14に関しまして、こども家庭庁からは以上となっております。

質問19はこども家庭庁の中でも別の部局になりますので、別の部局の担当の方からお答えさせていただければと思います。

○こども家庭庁

こども家庭庁安全対策課でございます。

質問19について、回答させていただきます。

まず1点目、若年層のSNSの利用対策について対応する所管の官庁は主としてどこになるのかという点についてですが、こどもたちの安心・安全なインターネットの利用に関しましては、インターネット環境整備法というものがございまして、こういった法律ですとか、あるいはこの法律に基づく基本計画などに基きまして、こども家庭庁が主となって関係省庁と連携しながら必要な取組を進めているところでございます。

もう1点、有機的に連携し得るような取組はされているのかという点についてですが、幾つか御紹介させていただきますと、例えば例年7月を青少年の被害・非行防止全国強調月間と設定しまして、集中的な取組を実施しております。特に近年、SNS等に起因して性犯罪等の被害に遭ったこどもの数が高い水準で推移している状況も踏まえまして、令和5年度からインターネット利用におけるこどもの性被害の防止というものを最重要課題として掲げておりまして、こうしたテーマに沿って、関係省庁のほか、地方公共団体ですとか関係団体と協力しながら広報啓発等の活動を実施しているところでございます。

また、連携の枠組みとしましては関係省庁連絡会議というものもございまして、近年、インターネット上のこどもを取り巻くリスクが以前にも増して多様化・複雑化している状況も踏まえまして、昨年9月にこの関係省庁連絡会議の中で政府全体の工程表というものを取りまとめまして、現在、それに沿って関係省庁が連携して必要な取組を進めているところでございます。

以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

次に、質問番号18について警察庁から回答をお願いします。

○警察庁

警察庁でございます。

質問番号18番について、警察の方からお答えいたします。警察では、当初は警察への届出を躊躇（ちゅうちょ）した性犯罪被害者が警察への届出の意思を後日有するに至った場合に備えまして、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、本年4月現在、全ての都道府県警察において協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備しております。また、医療機関等において採取した証拠資料が警察に提出された場合には、原則として公訴時効が完成するまで保管しているものと承知しております。

警察庁からは以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

続きまして、質問番号14について文部科学省から回答をお願いいたします。

○文部科学省

文部科学省でございます。

文部科学省からは学校の関係で回答させていただきます。文部科学省では、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しているところでございます。こちらの「生命（いのち）の安全教育」では、幼児期から大学生・一般向けの啓発資料まで幅広く作成するとともに、教職員向けの研修動画や指導用資料も作成して教職員の理解促進や指導力向上に取り組んでいるところです。

また、「生命（いのち）の安全教育」推進事業において、令和7年度よりワンストップ支援センターも委託先に追加したところでございまして、ワンストップ支援センター運営団体が教育委員会等と連携し、複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援しているところです。

さらに、毎年4月の若年層の性暴力被害予防月間において、ワンストップ支援センターについても紹介される啓発ポスターを各都道府県教育委員会等に送付し、周知を図るなどの取組を行っています。

課題としては、「生命（いのち）の安全教育」について、令和3年度から開始したものでございまして、学校現場への種々の浸透がまだ十分ではなく、実施率の向上が急務だと考

えております。文部科学省としては、ワンストップ支援センターへの連携や、「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施され、児童生徒一人一人に理解してもらえるよう、しっかりと推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

皆様にお願ひがありまして、この後、御意見を幾つか伺いたいと思っているのですけれども、時間があと7分ではちょっと難しいと思うのです。御都合がよろしければ、あまり長いことはできませんけれども、少し延長して伺えればと思いますが、よろしいでしょうか。何か御都合がある方はその旨伺って退出していただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの説明を踏まえて御意見をお伺ひいたします。御発言のある方は私から指名しますので、「手を挙げる」機能を使用して合図してください。

先に確認させてください。北仲委員、大岡委員、種部委員を確認いたしましたが、あと、中村委員、小川委員でよろしいでしょうか。

○小西会長

そうしたら、まずは大岡委員、小川委員に御発言いただき、あと、岩佐委員も挙げていらっしゃるでしょうか。そうしたら、岩佐委員。先程、御発言いただけなかった方から御発言いただきます。その後、それでもどうしても一言というのがありましたら、種部委員、北仲委員、中村委員もお願いいたします。

皆様、できたら短めにしていただけると。こちらで時間配分を間違えまして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、大岡委員からどうぞ。

○大岡委員

失礼いたします。ありがとうございます。

2点ございます。資料2の私が質問させていただいたものに、内閣府様、支援員の確保、処遇への回答ありがとうございました。その中で交付金の活用を促していきたいというような御説明をいただいたのですけれども、交付金の活用といったときに、今、被害者支援は内閣府様と警察庁の予算という2つがありまして、そこを警察庁と内閣府様の方でどんなふうにやっていくかということをぜひ現場に下ろしていただきたいということでございます。

また、使い方が地方公共団体の方に任されてしまうので、枠組みを作ることはできないのかという話でございます。例えば、常勤職を配置するというようなことで交付金の中で

枠組みを作れないのかということです。年齢層や若い人でありましたり、あと、常勤雇用を求める専門職がなかなかこのワンストップ支援センターに入っていけないということがあります。しかし、やはり若い被害者も多い中で、バランスの取れた年齢層の支援者を確保していくということが非常に重要ではないかなと思うので、ぜひ御検討いただきたいというのが1点目でございます。

2点目なのですが、小西先生、申し訳ありません。資料1のことをよろしいでしょうか。

○小西会長

短くお願いします。

○大岡委員

中村先生の方が加害者対策の必要性というところを言及なさっておりまして、その点についてなのですが、ぜひ国の方で御検討いただきたいのが、加害者対策として、エグジットボタンと言いましたり、エスケープボタンと呼んだりいたしますけれども、今、被害者がどうしても救済を求めるときに支援団体検索をするわけなのですが、その時に更なる被害に遭ってしまう、あるいは最悪は死に至るといようなことが国内外で報告されて、国際的にはエスケープボタンが被害者支援では当たり前になってきております。日本もその点をぜひ御検討いただきたいなと思っております。ありがとうございます。

○小西会長

ありがとうございます。

続きまして、小川委員、お願いいたします。

○小川委員

小川でございます。

御回答ありがとうございました。「生命（いのち）の安全教育」を周知していただいているということなのですが、浸透度がまだいま一つというような御回答いただきました。こちらに関して、例えば、活用状況を調査するみたいなことというのは考えられていますでしょうか。すごく貴重な教材なのですが、例えば、大学でこれを受け取った場合に結局そのままになってしまうことがすごく多いような気がして、やはりこういった性被害のような問題がタブー視されてしまうというのがまだすごくあるのです。心理の医療の専門家の教員や教職員はいるのですが、そこだけでして、なかなか全学的に展開していったりするのが難しくて、学校の状況もそのようなこともあるのではないかな。誰がこれを専門的に扱ってちゃんと周知していくのかというような、やはり人材育成のところにも関わってくるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○小西会長

ありがとうございます。

それでは、岩佐委員、どうぞ。

○岩佐委員

ありがとうございます。

端的にいきたいと思います。1点は、先程お話もあったのですが、実情が分かっていないところもあるのですが、やはりワンストップ支援センターに専門的な人が、常勤とか、常勤に近い非常勤、週に3回とか4回とか、そういう形で組織が強化されていかないとなかなか難しいのではないかと。そういうところがあって、その予算措置も含めて積極的に検討が要るのではないかと。頑張ろうとか、こんな事例がありますとかと言うけれども、やはり人がいないと難しいので、そう思っていますというのが1点です。

それから、2点目は連携の関係で、連携が難しいので好事例を出して周知していますというのは、それはそれでそうなのですが、連携ができていない理由が、自分の周りの感覚からいくと、単に好事例が浸透していないということだけでない、組織のくせであるとか組織の向いている方向とかいろいろあると思うのです。できれば何でうまくいっていないのかというところの分析とともに、うまくいっている事例を出したのはいただくのは良いのですが、何でうまくいっていないのかというところももうちょっと焦点が当たるとありがたいと思いました。

それから、3点目は、性被害の関係の初期の聞き取りの在り方について、後に司法にもつながるということを考えると、聞き取りの仕方は重要なのですが、いろいろなところでばらばらによく起こってしまっていて、司法から求められているような聞き取りが十分できにくいという状況もあるので、私もこうすると全部いろいろなことが統合できるというようなアイデアがあるわけではないのですが、引き続き考え、また、意見を言っていきたいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

皆様、大変御示唆に富んだ意見をありがとうございます。

それでは、種部委員、北仲委員、中村委員、何かございますか。

1人ずつ伺いますね。では、北仲委員、どうぞ。

○北仲委員

2回もすみません。

ワンストップ支援センターのばらつきについては次回議論していただけるということなので、本当によろしくをお願いします。

とにかくルートが2種類、警察に行けない人が相談に行って警察に連れていくというのが本来の機能だったはずなのに、警察に行ってから支援だけ行くというようなルートのセンターがあるということを、警察に行く前にも相談に乗れるようなセンターにするかというのが大きいと思っています。

それから、相談がすごく増えているのに対して、女性警察官があまりに少なくてという問題が大きな問題として直面していますので、そのことも述べたいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

では、種部委員、どうぞ。

○種部委員

こども性暴力防止法が施行になりますし、こどもからの相談が増えているということを受けて、それをしっかりと本当に対応していけるのかということについては整理をしてほしいと思っています。

1点目は、まず未成年のこどもが医療を受診をするときに、親にだけは言ってほしくないというこどもが来たときに、親の同意なしに医療をやってくれるところとそうではない医療機関があるということです。これも医療機関がどのような力を持っているかということによるのですけれども、何か明確な線を引いて、通知なりの形で、例えば、こういう性暴力の場合には親の同意がなくても医療ができるのかとか、そういうことについて指針をぜひガイドラインを検討する際に入れていただきたいと思います。

もう一つは、先程もありました入口です。協同面接にどうやってつなげるのか、各県によって運用が全然違ってきます。ワンストップ支援センターから連携を取ると言っていますが、そこまで力のないところが良く見受けられますので、その整理をしていただきたいと思います。

もう1点は、最後ですけれども、やはりこどもへの性暴力に対して罰則があまりに軽いと思います。大変な裁判を超えて有罪になったとしてもすごく罰則が短いので、あっという間に加害者が出てきてしまうという状況の中で、被害者が一生怯え続けなくてはならない状況が続いています。海外諸国では、こどもに対する性暴力、特に性的な搾取に当たるようなものは大変罰則が重たいです。懲役も十何年とか長いです。加えて、罰金が5億円とか、とても重たい罪を科すことになりますけれども、日本はあまりに甘過ぎると思うのです。厳罰化も併せて検討していただきたいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

それでは、中村委員、どうぞ。

○中村委員

一言です。児童虐待、性虐待と性暴力の関係ですけれども、児童相談所との連携が中にくたわれていました。交差問題の中に家族再統合支援事業を児童相談所がやってはいるのですけれども、この家族再統合支援の中で一時帰宅とか外泊をする際に、家に帰って父親がグルーミングと称して仲良くしようという形で性虐待が起こる可能性が私の関西の取組で複数あったのです。ですから、児童相談所でも文部科学省が作っているビデオをちゃんと見ているとか、見させているとか、もともとバウンダリーとかアタッチメントに問題があったこども達なので、それが比較的脆弱性を持っている中で家族再統合支援事業に組み込まれていくとまた別の問題が起こるので、ぜひその点は配慮してやってほしいなと思って発言しました。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

その他にお手を挙げていらしたのに発言していない方はいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

性暴力被害については、ワンストップ支援センターが次の議論の焦点になっていくということで、一つは支援の標準化に向けたガイドラインの策定については次回からもまた議論があると思いますし、もう一つ、皆様が挙げていただいた支援の質の問題も非常に大きな問題としてあるかと思います。内閣府を始めとする関係省庁におかれましては、更に取組を進めていただきたいと思います。

大変時間を延ばしてしまって申し訳ございません。以上をもちまして本日の議事は終了といたします。本当に貴重な意見をどうもありがとうございました。

今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

本日は、御多忙の中、御議論いただきましてありがとうございました。

次の日程につきましては、追って事務局よりお知らせいたします。よろしく願いいたします。

○小西会長

本日はこれで閉会といたします。本当にありがとうございました。